

学校いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立西浜小学校

令和5年4月改訂

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止に関する基本的な考え方
 - (1) 基本的な姿勢
 - (2) いじめの禁止
 - (3) 学校及び教職員の責務
- 3 いじめの防止等に関する内容
 - (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - (2) いじめの早期発見のための取り組み
 - (3) いじめへの早期対応・早期解決のための取り組み
 - (4) インターネット上のいじめへの対応
 - (5) 家庭との連携
 - (6) 地域との連携
 - (7) 関係諸機関等との連携
- 4 組織での対応
 - (1) いじめに係る児童指導部会の構成
 - (2) 活動内容
 - (3) いじめ防止フローチャート
- 5 重大事態への対応
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 特別事案対策部の構成
 - (3) 活動内容
- 6 その他

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」に書かれている「いじめの定義」とは、次のような内容です。

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団やグループなどで、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。
- ② 「心理的影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にはないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることをさす。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) 基本的な姿勢

いじめは、いつでも、どこでも起こり得るものです。今、いじめが認識できなくても、明日、起こるかもしれません。教師がいじめられている児童の立場に立たない限り、いじめはなくなりません。人間として絶対に許されない人権侵害行為であるという認識を教師も児童も持たない限り、いじめはなくなりません。いじめは、教師の児童に対する認識と指導のあり方が問われていることです。

また、学校は「人格の完成」を目指す教育の場です。その場所で人権侵害が繰り返し発生することは、教育を行う場所として適していないということになります。もちろん、いじめをそのままにしておいて、優れた授業や学校行事などはあり得ません。すべての児童が安心して学ぶことができる場所としての学校をつくっていくことが、学校の使命と考えます。

そのためには、まず教師がいじめに対する認識をしっかりと持ち、児童に指導していきます。すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにします。特に、「いじめる側」「いじめられる側」の指導だけでなく、「周りで見ている側」の指導も行い、いじめを許さない学校の風土をつくることに努めます。そして、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めることを大事にし、いじめ防止の対策を行います。

さらに家庭や地域、関係機関との連携を取り、児童が多くの人々と関わって多くの目で見守られるように、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校に関わる全ての人、いじめを行ってははいけません。いじめを放置しません。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切にこれに対処し、解決をはかるとともに再発防止に努めます。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① すべての教育活動を通じて、道徳心や規範意識を養います。特に児童の発達段階に応じて「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むとともに、善悪を判断する力や互いの人格を尊重する態度を養います。
- ② 普段の授業や学校行事などの活動を通して、好ましい人間関係が築けるように、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めます。
- ③ 自分自身が認められ必要とされている存在であると自覚できるように、認められる機会を多くつくり、自己有用感を持てるように努めます。
- ④ 集会や学級等で日常的にいじめについて触れ、「いじめは絶対にしてはならない」という雰囲気を学校全体につくります。
- ⑤ 授業についていけないことから起こる焦りや劣等感などがストレスにならないよう、わかりやすい授業づくりを進めます。
- ⑥ 教職員に児童に寄り添った教育相談の考え方や態度がとれるようにするとともに児童との信頼関係をつくるように努めます。
- ⑦ いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を活用して共通理解を図って、組織的に対応できるようにします。
- ⑧ 児童の少しの変化も見逃さず見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。
- ⑨ 地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者や地域住民との連携を深め、協力して地域で児童を見守る体制づくりを推進します。
- ⑩ 急激に変化する情報環境の中で、情報社会の一員としての自覚を持たせ、適切な態度と行動が取れるように、情報モラル教育の充実に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - *児童対象のアンケート調査（年2回：7月、11月）
 - *個人面談や教育相談からの聞き取り調査（面談・教育相談：随時）
- ② 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - *スクールカウンセラーの活用（月1回）
 - *心の教育相談員による児童の相談（月、火、水、金）

*心の教育相談員やスクールカウンセラーが不在の時は、他の教師でも相談に乗ることができる力と信頼を普段から養うように努めます。

- ③ 教員が日ごろから児童の表情態度の変化を見逃さず、その時々には適切な対応が取れるように研修を実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図ります。
- ④ 校外でもいじめが起こることを踏まえ、地域や家庭にいじめについての啓発を行い、大人全員で児童を見守り育てる意識を持つように、会議や集会に出席した折に働きかけていきます。

(3) いじめへの早期対応・早期解決のための取り組み

- ① 教職員は、普段からいじめを把握した時の対応について理解を深めるとともに個人で情報を抱え込むのではなく、管理職やクラス担任や担当の関係教職員が連携して、チームで組織的にきめ細かく対応していくことを基本とします。
- ② 教師がいじめを見た、或いはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、該当児童に事実関係の聞き取りを行います。
- ③ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をするとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。特に暴力を伴ういじめについては、迅速に対応をします。
- ④ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、いじめに至った背景を探り、今後の指導や助言に役立てていきます。
- ⑤ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることの指導をします。また、その児童や保護者へは、正常な学校生活を営ませるための助言を継続的に行います。
- ⑥ いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定期間、安心して学習できる部屋を確保したり、授業計画をたてたりするとともに、心の教育相談員やスクールカウンセラー、場合によっては関係諸機関と連携を取っての心のケアに努めます。
- ⑦ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりできる勇気を持つように指導します。
- ⑧ はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑨ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者に速やかに伝え、適切な対応が取れるように保護者の協力を求めます。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに

関わる情報提供や研修会開催等の啓発活動を行います。

(5) 家庭との連携

- ① 「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むためには、学校教育活動だけでなく、家庭での取り組みも必要ですので協力を求めています。
- ② いじめの事案が発生した時には、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、両方の家庭と連携を図りながらよりよい解決に努めます。
- ③ いじめた児童に対しては、いじめをしてはならないということを毅然と指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をしていきます。

(6) 地域との連携

- ① いじめは学校内だけでなく、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等でおこることもあり、学校だけの対応には限度があります。地域で活動されている指導者や民生児童委員、地域住民の方々と情報交換をするなど連携をしていきます。
- ② P T Aや地域の間関係団体と連携して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力していきます。

(7) 関係諸機関等との連携

- ① いじめた側もいじめられた側も、立ち直っていくためには医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力が必要なときがありますので協力を求めています。
- ② 教育相談にあたっては、校内の心の教育相談員やスクールカウンセラーだけでなく、医療機関などの専門機関や市青少年相談室などとの連携も図っていきます。また、相談窓口等の詳細については児童や保護者に周知していきます。
- ③ 必要な教育的指導が十分な効果をあげることが困難な場合は、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を取っていきます。特に犯罪につながる場合は、市教育委員会と相談しながら警察と連携し対処していきます。
- ④ 普段から関係諸機関の担当者とは面識を持つておくとともに、情報交換を活発にします。

4 組織での対応

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実行的に行うために、今ある組織の中の「児童指導・支援部」が中心となって、これに対応していきます。いじめ或いはいじめと疑われる相談・通報があった場合にいじめ対策検討会議を開催します。

(1) いじめ対策検討会議の構成

次の区分に応じ、下記メンバーを基本構成員とします。

① 定例会（5月・2月に実施）

校長・教頭・児童指導支援担当・学年主任・教育相談コーディネーター・養護教諭

② 軽微と思われる事案の調査・対応

当該学年主任・当該学年職員

※調査・対応の過程で、軽微と思われない事案であると判断を改めた場合は、次のメンバーに構成員を拡充する。

③ 軽微と思われない事案の調査・対応

②の構成員に加えて、児童指導支援担当・教育相談コーディネーター・養護教諭

※対応を適切に行うために、追加の構成員（外部の専門職を含む）が必要と思われる場合は、基本構成員が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命する。

(2) 活動内容

- *いじめ防止等の取り組み内容の検討
基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正
- *いじめに関する相談、通報への対応
- *いじめの判断と情報収集
- *いじめの事案への対応検討、決定
- *いじめの事案報告

(3) いじめ防止フローチャート（別紙）

5 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告するとともに、「特別事案対策部」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 重大事態の意味

- *自殺を企画した場合 *身体に重大な障害を負った場合
- *金品等に重大な被害を被った場合 *精神性の疾患を発症した場合
- *年間30日を目安として、欠席を余儀なくされている場合
一定期間連続して欠席している場合も重大事態として対応する。
- *児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 特別事案対策部の構成

管理職 児童指導・支援部担当者 担任及び該当学年
教育相談コーディネーター 養護教諭

スクールカウンセラー 心の教育相談員 スクールソーシャルワーカー
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な関係者の参加を柔軟に検討し、
校長が命じます。

(3) 活動内容

- *発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- *調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供と説明。
- *茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告。
- *調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出。

6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- *いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- *いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

【附則】本方針は、令和5年4月1日より実施する。